

## ○関西学院短期大学学外交流倫理基準

2010年3月12日

理事会承認

現代の社会における人文・社会・自然の諸科学の研究は、国際化、情報化、高度化などの急速な進展のもとにおかれているだけでなく、学際化、多角化を要請されている。関西学院短期大学とそこで研究教育に携わる教職員は、これらの要請を積極的に受け止め、国内・国外の学外機関との交流を行い、その成果を通して人類の福祉と社会の進歩に貢献する。われわれは、学外機関との交流を行うに際して、研究者的心構えとして、次のような倫理基準を制定する。

(運用する制度)

- 1 関西学院短期大学学外交流倫理基準は、次の制度についてその決定及び運用における判断の基準を定める。
  - a 関西学院短期大学学外共同研究規程
  - b 関西学院短期大学受託研究規程
  - c その他本基準に準拠することを定める関西学院短期大学の規程

(研究等交流の基本原則)

- 2 学外機関との交流の決定及び運用における基準は、次に定める自主・公開・平和利用の3つの原則に基づくものとする。

(自主の原則)

- 3 自主の原則に関しては、次の基準とする。
  - a 研究を担当する本学研究者の自由や創意が尊重され、研究者の意思決定の自由が確保されていること。
  - b 交流が短期大学の使命の達成に支障をきたすものでないこと。

(公開の原則)

- 4 公開の原則に関しては、次の基準とする。
  - a 交流による研究成果については、公表を原則とする。
  - b 工業所有権等の取得及びその他合理的理由のため公表を制約する場合は、合理的期間の範囲内とされていること。

(平和利用の原則)

- 5 平和利用の原則に関しては、次の基準とする。
  - a 軍事開発や人権抑圧など反人類的内容を目的とする研究教育は行わないこと。

b 交流による研究成果が、明白に5aに定める目的で利用されるものでないこと。  
(基準の改廃)

6 この基準の改廃は、短期大学教授会がこれを決定する。

#### 附 則

- 1 この基準は、2010年（平成22年）4月1日から施行する。
- 2 この基準は、2024年（令和6年）4月1日から改正施行する。